

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

○児童扶養手当

母子家庭や父子家庭、父または母が重度の障害にある家庭等で、児童を養育している受給資格者に支給される制度です。

手当額は受給資格者が養育する児童の数、受給資格者または生計が同じ扶養義務者(祖父母等)の所得等により決定します。

※現在、児童扶養手当を受給している方は、8月31日(金)までに現況届を提出してください。

○特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している受給資格者に支給される制度です。

※現在、特別児童扶養手当を受給している方は、9月11日(火)までに所得状況届を提出してください。

※いずれの場合も、支給要件および所得制限があります

で、詳しいことは、福祉課へお尋ねください。

■問い合わせ

福祉課

☎0820(77)5505

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業のお知らせ

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

■対象者

町内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方
- ・過去に同一の給付を受給していない方

■対象となる資格

看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、美容師、調理師など

■給付金の支給額および支給対象期間

修業期間の内、最長3年間に支給します。

- ・高等職業訓練促進給付金
- ①町民税非課税世帯
- 月額10万円
- ②町民税課税世帯
- 月額7万500円

③修了支援給付金(修了後支給)

- ①町民税非課税世帯 5万円
- ②町民税課税世帯 2万5000円

■給付金を受けるための手続き

高等職業訓練促進給付金を希望される方は、受験前の事前相談が必要です。面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

■問い合わせ

福祉課
☎0820(77)5505

平成30年度後期危険物取扱者試験案内

■資格の内容

消防法では、一定量以上の危険物(ガソリン、灯油等)を取り扱う施設には、「危険物取扱者」を置いて取り扱うこととされています。

■試験の種類・実施日・場所

【種 類】危険物取扱者試験
(甲種・乙種・丙種)

【実施日】11月17日(土)・18日(日)

【場 所】県内各市

■受験資格

甲種以外は誰でも受験できます。

■受験申請の手続き

受験申請の手続き方法は、書面申請と電子申請(インターネット申請)があります。書面申請は最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要な書類を添えて期限までに提出してください。

電子申請の詳細は(一財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。
<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

■願書受付期間

- ・書面申請 9月3日(月)～14日(金)
- ・電子申請 8月31日(金)～9月11日(火)

■試験準備講習会

乙種第4類受験者を対象とした試験準備講習会を開催します。

■日時

10月24日(水)・25日(木)の2日間(両日とも9時から16時まで)

・場所

中国電力(株)柳井発電所ふれあいホール(柳井市宮本塩浜1578-8)

・定員 30名

・受講料

周東地区危険物安全協会員 5500円、非会員 8500円

・申し込み

最寄りの消防署(所)に置いてある受講申込書に必要事項を記入し、願書受付期間内に消防署(所)へ提出してください。(受講料は講習会当日に徴収)

■その他

柳井市においては、11月18日(日)に「乙種第4類」の試験が行われます。

集合時間 午前9時30分

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課
☎0820(23)7774

放送大学10月生を募集しています

放送大学では平成30年度第10月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学ん

たいなど、様々な目的で学ん